

マンション管理の基礎知識

参加費・相談料
無料

分譲マンション管理組合向けセミナー。適正な管理組合運営を行う為に必要な基礎知識を中心に学ぶ連続講座及び相談会です。

●相談会

開催場所：大阪市立住まい情報センター 4階相談室
開催日時：平成28年10月30日(日) 13:00~16:00(1組あたり45分)
定員：12組(申込多数の場合は、大阪市内の登録マンションを優先して抽選)
法律相談(弁護士)6組・管理一般相談(マンション管理士)3組・
技術相談(一級建築士)3組
申込締切：10月19日(水)

●基礎講座

- 1日目** 11月6日(日) 13:30~16:30(受付13:00~)
- マンション標準管理規約の改正について((公財)マンション管理センター)
 - 民泊やシェアハウス等について (大阪弁護士会)
- 2日目** 11月13日(日) 13:30~16:30(受付13:00~)
- マンション設備の改修について ((公社)大阪府建築士会)
 - 管理費等の滞納問題について (大阪弁護士会)
- 3日目** 11月20日(日) 13:30~16:30(受付13:00~)
- 管理会社との付き合い方 (住まい情報センターマンション管理相談員)
 - パネルディスカッション~日常的なマンションの暮らしを考える~ (専門家団体等)

定員：各日100名
(先着順受付・事前申込必要)連続受講を基本とし、1日だけの単独受講も可能
開催場所：大阪市立住まい情報センター 3階ホール

申込方法

はがき、FAX又は
ホームページから

参加希望日・氏名・年齢・管理組合役職名・郵便番号・住所・マンション名・電話番号・FAX番号・相談会を希望される場合は相談の概要をご記入の上、下記へ送付。
※手話をご希望の方は、開催2週間前までにお問い合わせください。

〒530-8582(住所不要)
大阪市立住まい情報センター4階
住情報プラザ内
大阪市マンション管理支援機構
「基礎講座&相談会」係

お問い合わせ

大阪市マンション管理支援機構事務局
TEL:06-4801-8232
FAX:06-6354-8601
http://www.osakacity-mansion.jp/

平成28年度 大阪市マンション管理支援機構

マンション 大規模修繕 工事見学会

参加費
無料

大規模修繕工事中の分譲マンションを見学し、同マンションの関係者から工事実施までの管理組合の取り組みや工事内容を中心に説明していただきます。これから大規模修繕工事を予定している管理組合の方々にとって、大いに参考になると思いますので、是非ご参加下さい。

お申し込み方法

参加申込書に、住所・氏名・年齢・マンション名・電話番号・FAX番号等を明記して、FAX又は、はがきで下記まで、お申込み下さい。ホームページからもお申込みいただけます。
締切後、参加証を送付いたします。
※手話希望の方は開催の2週間前までにご連絡下さい。

大阪市マンション管理

お申込み・お問い合わせ先

〒530-8582(住所不要)
大阪市立住まい情報センター4階 住情報プラザ内
大阪市マンション管理支援機構「工事見学会」係
TEL:06-4801-8232
FAX:06-6354-8601
http://www.osakacity-mansion.jp/



開催場所・日時

日程 平成28年11月12日(土)

時間 13:30~16:00(受付は13:00~)

場所 大阪市城東区の分譲マンション

定員 40名
申込み多数の場合は、登録管理組合を優先して抽選
※管理会社や管理員等の参加はご遠慮願います。

雨天
決行

お申込み締切り

平成28年10月26日(水)

締切

お申込みにあたっていただきました個人情報は、傷害保険の加入や参加証、セミナーのご案内等の発送及びセミナー利用状況統計の基礎データとしてのみ利用させていただきます。

締切後、空きがあれば先着順により受付します。

訂正とお詫び 「らいふあっぷvol.48」1頁掲載の「理事会のパワーを活かして補助金制度を活用」の内容について、誤りがございました。
正: 1)ブレース工法
誤: 1)グレース工法
読者の皆様ならびに関係者の皆様大変ご迷惑をおかけしました。ここに深くお詫びし、訂正いたします。

大阪市マンション管理支援機構の構成団体

公共団体

- 大阪市
- 大阪市住まい公社
- (独)住宅金融支援機構 近畿支店

専門家団体

- 大阪弁護士会
- 大阪司法書士会
- 大阪土地家屋調査士会
- (公社)大阪府不動産鑑定士協会
- 近畿税理士会
- (公社)大阪府建築士会

民間事業者団体

- (一社)マンション管理業協会 関西支部
- (一社)不動産協会 関西支部
- (一社)マンションリフォーム推進協議会 近畿支部
- 大阪ガス(株)

- 基礎セミナー報告 ①~⑤
- 管理組合交流サロンの報告 ⑥
- 支援メンバー瓦版 ⑥
- 催しものガイド
- 基礎講座&相談会 ⑦
- マンション工事見学会 ⑦
- 訂正とお詫び ⑦

より快適なマンションライフを応援します。

らいふあっぷ

VOL. 49
2016.10.1

管理組合
登録募集中
無料!



大阪市マンション管理
支援機構通信

事務局
〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20
大阪市立住まい情報センター4階
(地下鉄堺筋線・谷町線「天神橋筋六丁目」駅3番出口すぐ)

TEL.06-4801-8232 FAX.06-6354-8601

〈平日・土曜〉9:00~19:00 〈日曜・祝日〉10:00~17:00
〈休館日〉火曜日(祝日の場合は翌日)、
祝日の翌日(日曜日、月曜日の場合を除く)、
年末年始

http://www.osakacity-mansion.jp/

基礎セミナー 報 第2日目 告

7/17(日)

全国のマンションストック戸数(平成27年末現在)は約623万戸、築30年以上が約162万戸という現状があります。当センターは国から「マンション管理適正化推進センター」の指定を受け、相談業務として、昨年度も8,222件の相談を受け、なかでも区分所有法・管理規約が20.6%と例年同様高くなっています。本年3月にマンション標準管理規約が改正されたことも踏まえ、基礎知識をお話します。

1 マンション住まいの基本的な考え方

■マンションでの考え方・話し合い方
マンションは一つの建物に共有でない複数の所有権(区分所有権)が存在する状態で、専有部分と共用部分を持つこととなります。そのため建物を共同で管理するための最低限のルールとして昭和37年に「区分所有法(建物の区分所有等に関する法律)」が制定されました。持分だけの処分や共有物の分割請求の不可など、民法上の共有とは異なっています。

マンションの管理組合においては、全員の合意形成で決めた手続き上のルールである管理規約が大切です。管理規約は法律に即して定めたなら、最高自治規範として当該マンション内では法律と同等の効力を有します。

■管理についての実務や指針

区分所有法では、管理をするのは一般にいう管理組合で、集会を開き、規約を定め、管理者を置くことができます。管理を実務面で手助けするのは管理のプロである管理会社で、委託契約を結びます。管理の助言や指導を専門家に頼むこともよい方法です。また、区分所有法以外に、国として法律や指針が用意されています。

- マンション管理適正化法・指針、マンション管理標準指針、マンション総合調査結果報告書など

2 マンション管理規約の基本的事項

- ①管理規約に定められる事項…管理または使用に関する区分所有者相互間の事項。
- ②管理規約の効力…中古で購入した区分所有者はもちろんです。賃借人は住ま

大切な個人の財産、共有財産のため、管理の基礎・管理規約改正を考える。



〈講師〉(公財)マンション管理センター 大阪支部長
長田 康夫
(おさだ やすお)

い方のルールとして規約を守らなければならない。
③管理規約の改正…区分所有者総数および議決権総数の各3/4以上の特別決議で可能。強行規定で遵守。
④管理規約の衡平性…改正する場合は組合員相互間の利害の衡平性が図られた規約とし、その事実が始まった時点から今までの経緯等を総合的に考慮する。

3 管理規約の改正の時期

- ①法律・標準管理規約が改正されたとき
- ②管理規約の内容が守れなくなったとき
- ③管理規約の内容があやふやで組合内で解釈が異なる意見が出たとき
- ④マンションの将来における適正な管理のために問題を未然に防ぐとき

4 マンション標準管理規約の改正の背景・ポイント

改正の経緯および背景については「高齢化等を背景とした管理組合の担い手不足、管理費滞納等による管理不全、暴力団排除の必要性、災害時における意思決定ルールの明確化など、様々な課題が指摘されており、これら課題に対応した新たなルールの整備が求められている」(国土交通省)

■管理の適正化に関する指針の改正については、コミュニティ形成の積極的な取り組みを新たに明記しています。

- コミュニティ形成は日常的なトラブルの防止や防災減災、防犯などの観点から重要。
- 管理組合においても建物の区分所有等に関する法律に則り、良好なコミュニティの形成に積極的に取り組むことが望ましい。
- 自治会および町内会等は各居住者が各自の判断で加入するものであることに留意すること、など。

■改正の主要項目については主に3つ。

- ①選択肢を広げるもの
 - 外部の専門家の活用・議決権割合
- ②適正な管理のための規定の明確化
 - コミュニティ条項等の再整理・管理費等の滞納に対してとりうる各種措置
- ③社会情勢を踏まえた改正
 - 暴力団等の排除規定・災害時の管理組合の意思決定・管理状況などの情報開示

5 マンション標準管理規約改正事項の概要およびコメント

管理組合は財産を管理する団体として認識する必要があります。

- 1) 外部の専門家の活用…選択肢として外部の専門家の就任も可とし、利益相反取引の防止、監事の権限の明確化等の所要の規定を措置。直接管理組合の運営に携わることも想定し、基本的パターンとして①理事・監事外部専門家型又は理事長外部専門家型、②外部管理者理事会監督型、③外部管理者総会監督型の3つを提示。
- 2) 駐車場の使用について…駐車場が全戸分存在しない場合における入れ替え制などの公平な選定方法、空きが生じている駐車場の外部貸しに係る税務上の注意喚起等の解説を追加。
- 3) 専有部分等の修繕等…原則的には理事会の承認等を得て実施可能。承認必要工事の確定、工事後の区分所有者の責任と負担、承認不要工事の届け出義務について言及(第17条専有部分の修繕等)。ただし、緊急を要する場合などにはその限りではない。
- 4) 暴力団等の排除規定…暴力団の構成員に部屋を貸さない。役員になれないとする条項を整備。
- 5) 災害等の場合の管理組合の意思決定…緊急時は理事会で決定することとした。
- 6) 緊急時の理事等の立入り…緊急避難措置として理事長が専有部分に立ち入ることができるとした。
- 7) コミュニティ条項等の再整理…防災・防犯、美化・清掃などの活動を可能であることを明確にして各業務を再整理。
- 8) 議決権割合…新築物件における選択肢として議決権について住戸の価値割合に連動した設定も考えられる旨を追加。
- 9) 理事会の代理出席…あらかじめ代理者を定めておく等を追加し、議決有効性を巡るトラブルを防止。
- 10) 管理費等の滞納に対する措置…滞納者への段階的なフローチャートを提示。
- 11) マンションの管理状況などの情報開示…情報を開示する場合の条項を整備。

基礎セミナー 報 第2日目 告

7/17(日)

1 管理組合の会計とその特徴

会計の種類は営利会計と非営利会計とがあり、非営利会計は家計と官庁会計、非営利法人会計に分けられます。管理組合は営利を目的としないため非営利会計となります。

一般原則は企業会計の基礎知識と同じで、複式簿記による記載が望ましく、書類は会計帳簿に基づいて真実な内容を表示したものとします。

- ①正規の簿記の原則…網羅性・検証性・秩序性の3条件を満たす。
 - ②真実性の原則…会計帳簿に基づき収支および財務状況に関し真実である。
 - ③明瞭性の原則…区分所有者などの利害関係者に状況などを明瞭に表示する。
 - ④継続性の原則…継続した適用を心がけ、みだりにこれを変更しない。
- 以上の一般原則のほかに、基本的な重要事項として予算主義と目的別会計があります。

- ①予算主義…収入および支出は総会で決議された収支予算書に従って行う。特に支出については予算内にとどめ、予算を上回る場合は管理規約で定めた予備費の流用や臨時総会の決議などによって整合性を保つようとする。
- ②目的別会計…一般会計(管理費会計)と特別会計(修繕積立金会計)を区分して行う。混同すると適正な管理に支障を生じるため区分経理が不可欠である。

2 決算書類について

決算書類については、収支予算書、収支計算書、貸借対照表、財産目録、附属書類(未収金明細書・借入金明細書・月次収支計算書)があります。勘定科目については、資産、負債、資本、収益、費用の5つのグループに分けられます。資産と費用は借方を基本とし、負債、資本、収益は貸方を基本とします。

- 資産…所有する財産で、現金、預金、預け金、未収入金など。
- 負債…将来支払う義務のある借金で、前受金、未払金、借入金、預り金など。

維持管理を適切に実施するためには管理組合の明瞭な会計処理が重要です。



〈講師〉
近畿税理士会
今村 亮彦
(いまむら あきひこ)

- 資本…正味財産。元手。繰越金、余剰金など。
- 収益…原則収益を出すことが目的ではないため収入とする。管理費、修繕積立金、駐車場使用料、雑収入など。
- 費用…運営上での必要経費(支出科目)。管理業務費、設備管理費、清掃業務費、水道光熱費、損害保険料、一般的な修繕費など。

決算書類の作成の流れは、取引の仕訳を起こし、総勘定元帳の該当勘定への転記、決算整理仕訳を行い、決算書類を作成します。特に、取引の仕訳と総勘定元帳の該当勘定への転記が正しく行われないと決算書類が誤ったものになるので点検は必須です。

内容のチェックについては、現金と預金残高を照合し、総勘定元帳の勘定残高と照合し、予算と実績の比較、前年度予算との比較をします。

3 管理組合を取り巻く課税問題

1) 課税される可能性のある税金

- 法人税・地方法人税・事業税…収益事業を行った場合に利益が課税対象になる。
- 消費税および地方消費税…収益事業を行った場合に収入金額が年1000万円を超えると翌々年に納税義務が発生する。
- 給料等の源泉所得税…理事や管理人に給与を支払う場合に所得税を天引きして納税する(源泉徴収票を作成)。
- 固定資産税…管理組合で購入した備品等が高額である場合などに課税される。

2) 収益事業を営むとは?

管理組合は営利目的の団体ではないため、基本的には法人税、消費税等の国税および事業税等の地方税を納める必要はありません。法人税法上、管理組合は「人格のない社団等」に、管理組合法人は「みなし公益法人等」に該当し、収益事業に該当する場合には、法人税、事業税を納税する義務を生じます。そして「収益事業に該当

する事業を営む」とは、不動産貸付業、駐車場業、旅館業など一定の事業を継続して、事業場を設けて行っている場合をいいます。

3) 駐車場の外部貸しについて

マンションに設置された駐車場の利用料金は管理費や修繕積立金の収入源として見込まれているため、利用者が減少した場合、空き駐車場を区分所有者以外の者へ貸し出す動きが出てきています。その場合には、法人税の問題が発生してきます。

マンション管理組合が、常設された附属施設で駐車場業を行えば、収益事業に該当し、その収益事業から生じた所得に対して法人税が課されることとなります。また、使用料収入はその管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てることとされており、その用途が限定されています(標準管理規約第29条)。

<法人税の課税モデルケース>

- ①ケース1…利用希望者を外部にも広く募集し、外部利用者と区分所有者とで利用料金、契約期間などに優劣が無い。→ 一般的な月極駐車場と変わらないので駐車場利用料の全てが収益事業に該当する。
- ②ケース2…利用希望者を外部に広く募集するが、区分所有者に優先権があり区分所有者からの利用希望があれば外部利用者に退去頂く等の差を設けている。→ 外部利用部分のみが収益事業に該当する。
- ③ケース3…利用希望者を外部には募集せず区分所有者に限定しているが、空き駐車場を工事車両などの駐車用に短期間貸し出す場合。→ 短期間の外部利用は非収益事業に付随する行為とみなし、全て非収益事業に該当する。

(参考資料：国税庁のホームページ)
近年管理組合が申告漏れを指摘されていることもあるので、不安があれば一度、税理士に相談されることをお勧めします。

講座5
**大規模修繕の
進め方について**



〈講師〉
(公社)大阪府建築士会
橋本 頼幸
(はしもと よりたか)

**管理組合にとっての
ベスト・パートナーとは?
この見極めこそが工事
成功のカギ。**

**1 大規模修繕工事の目的は
マンションの資産価値の維持**

マンションの大規模工事とは、ご存知の通り、およそ10年～12年の周期で建物全体の修繕を行う工事のことです。また、数年に一度ずつのスパンで、主に劣化損傷した部分の補修をする、中規模小規模の工事も行われています。これらの修繕工事は、安全安心な生活環境の保持のみならず、マンションの耐用年数を上げ、資産価値を維持していくために行われています。

劣化し始めた箇所の修繕を行う中小規模の工事に対し、大規模修繕工事は、もともとの機能回復にとどまらず、時代にマッチした新機能の付加をも視野に入れています。社会の変化に伴い一般的なマンションの水準も年々上がってまいりますので、経年化したマンションも初期性能を上回る性能に改良することで、資産価値の低下を防ごうというわけです。

**2 マンションのライフサイクル
を念頭に置いて計画を立てる**

10年後、20年後、さらに30年後も、マンションの資産価値を下げずに、クオリティを維持しようとする大規模修繕工事ですが、成功させるポイントが三つあります。一つめは「マンションのライフサイクルを見据えて、長期的な修繕計画を立てること」です。では、マンションのライフサイクルって何でしょうか?

マンションの耐久性は新築時がピークで、そこから徐々に劣化がはじまります。劣化部分を補修し、損傷部分を修繕し、また改良を加えて性能をアップし…こうして繰り返し手入れをしながら、やがては終末を迎え、解体・撤去・建直しへと向かっていきます。これが、マンションのライフサイクルです。ですから、大中小規模の修繕工事は、長い目でマンションのこれからを考えることでもあります。

**3 どこを工事するのか?誰が
診断し誰が決定するのか?**

ここで大規模修繕工事の流れを追いなが

らお話ししましょう。まず、①大規模修繕工事の進め方を定める。ここで工事のパートナーを決めます。たとえば、設計事務所などのコンサルタント、管理会社、施工業者や塗装・防水などのメーカー等、工事のプロフェッショナルたちです。組合員全員の大切な資産の一大工事を、プロの立場から、ともに考え、力になってくれる大切なパートナーを選びます。

どこと組むかによっては工事の見積もりが大幅に違うこともあります。工事が終わってから、不必要な工事がされていたり、必要な工事がされていなかったり、また工事中の監理が甘くて、工事が雑で手抜きがあつてやり直さなければならなかったり…こうした事態に至らないためにも、パートナーの決定には慎重の上にも慎重を期したいものです。

次にそのパートナーがプロの立場から②建物の劣化診断を行う。その結果を、③建物劣化診断として組合員に広報する。組合員が正しい情報を伝えられた上で事前合意することは、その後の工事の進行や予算決断をスムーズに運ぶ上で重要です。

次に④修繕範囲と予算の決定。⑤修繕範囲設計。⑥工事業者選定。劣化診断が出たら、どこをどう工事するのかを、予算と照らし合わせながら決めていきます。誰が決めていくのでしょうか?管理会社ではありません。コンサルタントでもメーカーでもなく、発注者である管理組合(組合員)自身です。ここがとても大切なポイントです。

劣化診断の本来の目的は、劣化の程度を判定し、先に延ばすことが可能な工事は延ばし、必要な工事をどの程度の内容で行うかを診断することです。差し当たって必要のない工事、過剰な工事をする必要はないということです。先に延ばせるものは延ばすことで、長い目でみると大きな経費削減にも繋がっていきます。たとえば、「屋上防水の保証がもう切れますよ」等の話はよく聞かれますが、10年で屋上から水が漏れることはまずありません。

一方で、本当は必要な工事をしないで放置しておいたがために、劣化が著しく進行

し、補修する時に多額の費用が発生してしまったケースもあります。ですから、信頼できるプロのパートナーと組むということは本当に大切です。かと言って、設計を専門家任せにするのではなく、わからないことはプロと一緒に考える姿勢を持っていきましょう。

次に二つめのポイントは、予算の設定についてです。大規模修繕工事の予算の組み立ては、「いま必要な工事」+「いましておく方が有利な工事」+「管理組合(組合員)が求める工事(=資産価値向上のための、例えばバリアフリー化、設備機器の更新など)」を合わせて考えていきます。そして予算は、「今回の大規模修繕工事に必要なコスト」+「次回以降に必要な工事のコスト」さらには不足するコストを並行して考えます。

工事業者の選定についても、あくまで決定するのは管理組合(組合員)です。コンサルタントや管理会社が施工業者を決めてしまったり、名前や金額だけで安易に選択することも要注意です。

工事の内容・予算・施工業者が決定したら、あとは、⑦工事契約→⑧修繕工事→⑨完成へと進めていきます。工事中のチェック(監理)は非常に重要です。ここでも、専門知識と経験豊かなプロの目を持つベスト・パートナーと組んでいるととても心強いと思います。

**4 工事直後から次回以降の
準備がスタートしている**

さて、大規模修繕工事が完了し、ホッとするのも束の間です。工事終了後に引き渡される書類(工事報告書、打ち合わせ記録、防水・塗装などの保証書、亀裂補修やタイル浮き補修の一覧と図面、アフター体制)等は大切に保管してください。そしてこれが大規模修繕工事三つめのポイントになります。今回の大規模修繕工事の内容を基に、これからの長期修繕計画を、今一度しっかりと見直すことは必須です。

それでは皆さん、より理想的なマンションの終活を創造されることを期待しています。

管理組合交流サロンの報告

●平成28年7月24日(日)15:30～16:30 ●大阪市立住まい情報センター3階ホール

最終日には、今回の基礎セミナーに参加された管理組合の皆さんによる「管理組合交流サロン」を開催いたしました。



この交流サロンは、マンション管理組合の方向士、自由に意見交換する場として開催しているもので、毎回、好評により回を重ねています。

今回は、40名の方が参加し、8～9名ずつ5つのグループに分かれて、専門家の先生による進行のもと「大規模修繕工事と管理費」、「管理規約の見直しや改正」、「管理組合と管理会社との関係」、「大規模な設備の管理方法」「管理組合役員の高齢化」など管理組合で直面している諸課題について、意見を交わされました。

参加者の声



参加の皆さんは、日頃からマンション管理の現場でご尽力されていることもあり、抱えている様々な問題をお互いが理解しあい、対処の方法など意見を出されていました。

住まうマンションに違いはあれ、マンションの管理をよくしたいとの思いは皆さん同じで、約1時間の交流会は、それぞれのグループで大いに盛り上がりしました。

最後には、今後もマンション管理で困った時など、引き続き情報交換していくことを確認し、お互いの連絡先を交換されていました。

参加者の皆さんにとって、今回の交流サロンは、とても有意義な時間になったことと思います。

支援メンバー瓦版

(一社)マンションリフォーム推進協議会
～良質で長持ちマンションをリフォームしながら～

マンション管理の基礎講座

開催日時：平成28年12月4日(日)
13:30～16:15 第1部～第3部セミナー
16:30～17:40 第4部 個別相談会
開催場所：TOTOテクニカルセンター大阪
定員：70名(先着順受付・事前申込必要)
●セミナーテーマ：
1. 専有部分リフォームに係る管理規約・細則に関する基礎調査の考察
2. 玄関ドア・窓の省エネ改修について
3. 管理組合が知っておくべきマンション管理の法的知識
●個別相談会：
講演の先生方やREPCO会員企業の技術委員により、マンションのお困りごとについて無料個別相談会を行います。
申込方法：詳細は同封のご案内チラシをご確認ください。

〒541-0046
大阪市中央区平野町4-1-2 大阪ガスビル3F
一般社団法人 マンションリフォーム推進協議会
近畿支部事務局宛て
【TEL&FAX】 06-6202-7477
【ホームページ】 <http://www.repco.gr.jp/>

現在、分譲マンションのストック数は約623万戸と増大の一途をたどり、ここ数年で築30年以上のマンションが162万戸を超える状況となっております。

今後、益々増加するマンションリフォーム需要に対して、「いいものをつくって、しっかりと手入れをして、長く大切に使う」という長期優良住宅の掲げるストック重視を念頭に、
○一般消費者や管理組合への啓発活動
○国土交通省住宅局をはじめとした関係官庁・他団体との連携強化
○リフォームの担い手育成強化
○会員企業への有用な情報・研鑽の場の提供
等々を通じて、リフォームによる性能向上・長期優良化に資する良質なマンションストックの形成に努めてまいります。

◎マンションリフォームマネジャー(MRM)資格の役割
各条件下で限られた空間を活かした住まい作りについて専門知識を発揮し、また管理組合ほか関係者間の調整をはかり、お客様のご要望をスムーズに実現する役割。

◎会員募集中
来るべき本格的なストック時代に経営戦略を合わせている企業の新規加入を募っています!!

インターネットホームページ <http://www.repco.gr.jp/>
本部：東京都千代田区 近畿支部：大阪市